

議案第59号

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関する条例 の制定について

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第 号）による改正前の静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）第2条第2項に規定する静岡市立静岡病院とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。